

住宅改修工事による固定資産税(家屋)の軽減制度について

既存家屋に対して次の①～③の住宅改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、家屋の固定資産税を軽減する制度があります。適用を受けるためには、改修工事完了後、必要書類をそろえて3カ月以内に申告が必要で、各軽減の種類・要件は次の通りです。

①耐震改修住宅軽減
昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅で、現行の耐震基準に適合した改修工事(50万円超)を行った住宅であること。

②省エネ改修住宅軽減
平成20年1月1日以前から存在し、窓の改修工事を含む現行の省エネ基準に適合した改修工事(自己負担が50万円超)を行った住宅であること。

③省エネ改修住宅軽減
「家屋の固定資産税」のみが対象です。土地・償却資産の固定資産税、土地・家屋の都市計画税は軽減されません。詳しくは課税課家屋資産課係 ☎470・7777(内線 2342)2344へ。

※軽減の種類によって、軽減率や軽減期間、対象面積が異なります。また、②と③のみ重複して軽減を受けることができます。また、令和4年3月31日までの間に行われた①と③の改修工事で「認定長期優良住宅」に該当することとなった場合には、軽減率が優遇されます。

2年度の介護保険料額決定通知書を送付します

65歳以上の方を対象とした、2年度の介護保険料額決定通知書を、7月13日(月)に送付します。

保険料の納付方法については、受給している年金から天引きになる方と、指定された納期限までに、納付書や口座振替などの方法により納めていただく方がいます。決定通知書が届きましたら、保険料額や保険料の納付方法を正確に確認ください。

納付書で納める方は、市役所や各連絡所のほか、銀行や郵便局などの各金融機関の窓口、全国のコンビニエンスストアで納付をお願いいたします(ただし、コンビニエンスストアでの納付は納期限までに納付する場合があります)。日中に出向することが難しい方、納め忘れが心配な方は、便利な口座振替をご利用ください。

◎保険料額の決まり方
65歳以上の方の介護保険料額は、市全体の介護サービスなどに要する費用が賄えるよう算出された「基準額」を基に算定されます。

この基準額に、被保険者本人や世帯員の前年中の所得などに応じ、第1段階から第13段階の所得段階ごとに設定された保険料率を乗算することで、介護保険料は算出されています。

◎低所得の方の保険料の軽減
所得の少ない高齢者の方の保険料負担を軽減することを目的として、住民税非課税世帯の世帯員(所得段階が第1段階から第3段階までの)の保険料が昨年度から引き下げられています。なお、介護保険料額決定通知書には、軽減を実施した後の保険料額が記載されています。軽減を受けるに当たって、申請などは必要ありません。

◎保険料を滞納すると
介護保険制度は、65歳以上の方が納める保険料のほか、40歳～64歳の方が公的医療保険の保険料と併せて納めている保険料、納税者が全体で負担する公費(税金)を財源とし、多くの方が負担を分かち合うことにより成り立っています。

こうした負担の公平性を保つため、市では保険料を滞納した方に対し督促状などの送付や延滞金の加算を行うほか、市税などと同様滞納処分(差押えなど)を行っています。

また、介護保険を利用する際には、保険料を滞納している期間に応じ、保険給付に一定の制限を設ける措置(自己負担割合の引き上げや一部給付の差し止めなど)が実施されることもあります。

介護保険は介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるように制度であり、介護を受ける本人だけでなく、その家族にかかる負担を軽くするものでもあります。保険料の納期内納付に、ご理解とご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルスの影響により収入が減少したなどの事情により、保険料の納付が困難となった方には、誰かが安心してサービスを受けられるよう、市職員のサポートが重要です。

詳しくは児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へ。

固定資産税(家屋)の課税業務にご協力ください

◎家屋調査について
1月2日～3年1月1日に新築や増築した家屋を対象に、固定資産税・都市計画税の基となる評価額を算出するため、家屋調査を行います。調査を行うときは、事前に文書で連絡します。

◎市内巡回について
来年度の課税対象家屋を把握するため、市職員が市内全域を巡回します。新築、増築または取り壊しによって課税台帳との差異がある場合には、戸別に調査を行います。※調査時には「固定資産評価補助員」に選任された徴税吏員証を所持した市職員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

◎所有している家屋に変更等があった場合にはご連絡ください
所有している家屋が次の①～③に該当する場合は、家屋資産課係までご連絡ください。

①建物の全部または一部を取り壊した場合
②増築した場合
③未登記家屋で相続・売買・その他の理由により所有者を変更した場合

詳しくは課税課家屋資産課係 ☎470・7777(内線 2342)2344へ。

平成31年度個人情報保護制度の運用状況と情報公開制度の利用状況

◎個人情報保護制度の運用状況
市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、東久留米市個人情報保護条例を定めています。平成31年度の運用状況は、次の通りです。

◎情報公開制度の利用状況
市では、市民の皆さんの知

る権利を保障し、市の諸活動を説明する責任を全うするため、東久留米市情報公開条例を定めています。平成31年度の利用状況は、次の通りです。

公文書の開示請求の処理状況は、請求55件に対し開示決定22件、一部開示決定37件、非開示決定6件(うち不存在5件)、取り下げ5件、却下決定が1件でした。また、審査請求はありませんでした。

詳しくは総務課法務・文書担当 ☎470・7714へ。

生活困窮者自立相談支援事業をご利用ください

生活や仕事探し、家賃の支払いなどでお困りの方、お子さんの学習面で不安がある方の相談をお受けします。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、相談が混み合っています。可能な限り、事前に電話で福祉総務課 ☎470・7749に来所日などをお知らせください。

【受付日時】開庁日の午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

①自立相談支援
相談の中で生活状況などを聞き、課題を整理し、自立に向けた支援内容(プラン)を支援員と一緒に考えます。必要に応じて、関係機関への照会または同行支援を行います。

②住居確保給付金の支給
離職・廃業の日から2年内または給与等を得る機会が

の方が納める保険料のほか、40歳～64歳の方が公的医療保険の保険料と併せて納めている保険料、納税者が全体で負担する公費(税金)を財源とし、多くの方が負担を分かち合うことにより成り立っています。

こうした負担の公平性を保つため、市では保険料を滞納した方に対し督促状などの送付や延滞金の加算を行うほか、市税などと同様滞納処分(差押えなど)を行っています。

また、介護保険を利用する際には、保険料を滞納している期間に応じ、保険給付に一定の制限を設ける措置(自己負担割合の引き上げや一部給付の差し止めなど)が実施されることもあります。

介護保険は介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるように制度であり、介護を受ける本人だけでなく、その家族にかかる負担を軽くするものでもあります。保険料の納期内納付に、ご理解とご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルスの影響により収入が減少したなどの事情により、保険料の納付が困難となった方には、誰かが安心してサービスを受けられるよう、市職員のサポートが重要です。

詳しくは児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へ。

が困難となった方については、特例により減免、徴収の猶予などの措置を受けられる場合があります。

詳しくは介護福祉課係 ☎470・7777(内線 910)4911へ。

が困難となった方については、特例により減免、徴収の猶予などの措置を受けられる場合があります。

詳しくは介護福祉課係 ☎470・7777(内線 910)4911へ。

市職員募集の職種・受験資格・募集人数など

職種	区分	受験資格	募集人数
一般事務(経験者)	I類(大学卒程度)	次のすべてを満たす方 (1)昭和55年4月2日以降に生まれた方 (2)平成22年7月1日～令和2年6月30日の10年間に、4年以上の民間企業などにおける業務従事歴のある方 ※雇用形態は問わず、1つの事業に週29時間以上従事した経験が必要です。 ※4年以上の業務従事歴とは1つの民間企業などでの継続した経験のみを対象とし、複数の民間企業等での経験は通算できません。 ※満22歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間に限りです。	7人程度
一般事務(経験者(障害者))	I類(大学卒程度)	次のすべてを満たす方 (1)昭和55年4月2日以降に生まれた方 (2)平成22年7月1日～令和2年6月30日の10年間に、4年以上の民間企業などにおける業務従事歴のある方 ※雇用形態は問わず、1つの事業に週29時間以上従事した経験が必要です。 ※4年以上の業務従事歴とは1つの民間企業などでの継続した経験のみを対象とし、複数の民間企業等での経験は通算できません。 ※満22歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間に限りです。 (3)次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)の交付を受けている方 ・都道府県知事、政令指定都市市長または中核市市長が発行する療育手帳などの交付を受けている方 ・知的障害者判定機関(児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または地域障害者職業センター)により知的障害者であると判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)の交付を受けている方	若干名
保健師		昭和50年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する方	若干名

※試験では活字印刷による選考および筆記試験、口述による面接試験を行います。配慮が必要な方は、申し込み前にご相談ください。
※勤務時間は原則として週38時間45分(1日7時間45分)です。
※一般事務(経験者(障害者))は、手帳などを交付申請中の方は申し込みできません。

が困難となった方については、特例により減免、徴収の猶予などの措置を受けられる場合があります。

詳しくは介護福祉課係 ☎470・7777(内線 910)4911へ。

10月1日以降に採用する市職員を募集します。募集職種・受験資格・募集人数などは、左表の通りです。

【募集要項】市ホームページから取得してください。取得困難な方は、土曜・日曜日を除く7月16日(木)までの午前8時半～午後5時に、職員課(市役所4階)でも配布します。

【申込受付期間】7月17日(金)午前9時～正午、午後1時～8時、18日(土)午前9時～午後1時

申し込みは募集要項に掲げる市所定の受験票・受験申込書等を本人が市役所受付会場(7716)へ。

【申込受付期間】7月17日(金)午前9時～正午、午後1時～8時、18日(土)午前9時～午後1時

申し込みは募集要項に掲げる市所定の受験票・受験申込書等を本人が市役所受付会場(7716)へ。

【二次試験】8月9日(日)に筆記試験(一般事務はSPI3による適性検査、保健師は専門試験)、8月中旬以降に面接試験を予定します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、日程などを変更する場合があります。最新の情報は市ホームページをご確認ください。職員課までお問い合わせください。

【1次試験】受験申込書による書類選考

【2次試験】8月9日(日)に筆記試験(一般事務はSPI3による適性検査、保健師は専門試験)、8月中旬以降に面接試験を予定します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、日程などを変更する場合があります。最新の情報は市ホームページをご確認ください。職員課までお問い合わせください。

市職員を募集します

一般事務(経験者)、一般事務(経験者(障害者))、保健師

7階704会議室へ直接市職員を募集します。募集職種・受験資格・募集人数などは、左表の通りです。

【募集要項】市ホームページから取得してください。取得困難な方は、土曜・日曜日を除く7月16日(木)までの午前8時半～午後5時に、職員課(市役所4階)でも配布します。

【申込受付期間】7月17日(金)午前9時～正午、午後1時～8時、18日(土)午前9時～午後1時

申し込みは募集要項に掲げる市所定の受験票・受験申込書等を本人が市役所受付会場(7716)へ。

【二次試験】8月9日(日)に筆記試験(一般事務はSPI3による適性検査、保健師は専門試験)、8月中旬以降に面接試験を予定します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、日程などを変更する場合があります。最新の情報は市ホームページをご確認ください。職員課までお問い合わせください。